

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0130第1号」により下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 27年 2月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
IgG ₂	388 点
BRAF V600	6,520 点

▼詳細内容

【新設項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
IgG ₂	388点	免疫学的検査判断料 (※5：144点)	「D014」自己抗体検査の「29」	<p>ア. IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ. 本検査は、ネフェロメトリー法による。</p> <p>ウ. 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>
BRAF V600	6,520点	病理判断料 (※7：150点)	「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製	<p>ア. BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ. 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p>